

流動資産担保融資保証【ABL保証】

売掛債権・棚卸資産を担保として資金調達をお考えの方に

	根保証	個別保証
対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 ※棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。	
保証限度額	2億円以内（融資限度額は2億5,000万円） ※融資限度額は売掛債権や棚卸資産の価額と同額ではなく、下記に記載の掛目を売掛債権や棚卸資産の価額に乗じた金額を上限として、金融機関と信用保証協会の審査によって決定します。	
保証割合	80%（責任共有対象…部分保証）	
保証料率	年0.68%	
	会計参与設置会社による割引	○ 有担保割引 ×
資金使途	事業資金（運転資金、設備資金）	
貸付形式	当座貸越	手形貸付
保証期間	1年間（更新可能）	1年以内
返済方法	約定弁済または 非約定弁済（随時弁済）	返済引当とした売掛債権の支払期日に一括返済
担保	(1) 担保 売掛債権及び棚卸資産 (2) 対抗要件の具備 次頁参照	(1) 担保 売掛債権のみ (2) 対抗要件の具備 次頁参照
連帯保証人	法人代表者を除き不要	

◇担保となる流動資産

売掛債権と棚卸資産のみ（いずれか一方のみを含む）を担保とすることができます。

売掛債権	棚卸資産				
国内の事業者（官公庁を含む）に対する売掛債権が対象です。 物品の販売債権だけでなくサービスの提供による売掛債権も対象になります。	事業により生じ、決算書に計上される（予定を含む）棚卸資産が対象になります。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権 など</td> </tr> </tbody> </table>	具体例	売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権 など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在庫商品、製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等 など</td> </tr> </tbody> </table>	具体例	在庫商品、製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等 など
具体例					
売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権 など					
具体例					
在庫商品、製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等 など					
※中小企業者の売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に「債権譲渡禁止特約」がある場合は、特約解除が必要です。	※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。 ※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。				

◇掛目

	売掛先	一般企業	店頭・新興市場 上場有配 ^(※) 企業	官公庁・ 上場有配 ^(※) 企業
	対抗要件			
売掛 債権	①承諾	80%	90%	100%
	②通知	75%	85%	95%
	③登記 (通知の留保)	70%	80%	90%

※有配は保証決定時（もしくは期間延長時）直前期末の株主配当実施。

棚卸 資産	掛目は原則として30%となります。
----------	-------------------

※第三者の客観的評価が得られた場合等、金融機関及び信用保証協会が相当と認めた場合は70%を上限として引き上げることが可能です。

◇対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、融資前に「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律（民法または動産債権譲渡登記特例法）が定める手続きが必要になります。

	対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続	備考
売掛 債権	売掛債権の譲渡に関して 売掛先の 承諾 を得る	売掛先から「承諾書」をもらい、その後公証人役場で確定日付をもらう。	—
	売掛債権を譲渡したことを 売掛先に 通知 する	売掛先に「通知書」を内容証明郵便で送付。	—
	売掛債権を譲渡したことを 法務局に 登記 する ※金融機関が必要と判断した時点で 売掛先に 通知 する	東京法務局（中野）で 債権譲渡登記手続	法人に限定
棚卸 資産	棚卸資産を譲渡したことを 法務局に 登記 する	東京法務局（中野）で 動産譲渡登記手続	法人に限定

◇モニタリング

根保証の場合、金融機関は次の項目に関するモニタリングを行う必要があります。

- ①回収口座への入金確認（1か月に1回以上）
- ②中小企業者から金融機関への譲渡担保流動資産報告書の提出（3か月に1回以上）
- ③現地での立入調査（1年に1回以上）（棚卸資産を担保とする場合）

◇流動資産担保融資保証の仕組み

